大和高田市文化会館舞台調光設備改修工事仕様書

１．概要

この仕様書は、大和高田市文化会館（以下「文化会館」という。）の小ホールに設置している舞台照明設備の調光装置の更新に関して必要な事項を定める。

２．適用基準

本仕様書に記載されていない事項は、下記の技術基準による。

（１）国土交通大臣官房庁営繕部監修「電気設備工事監理指針」

３．工事名称

大和高田市文化会館舞台調光設備改修工事

４．施工場所

大和高田市本郷町６番３６号　　　大和高田市文化会館小ホール

５．工事期間

契約締結日から平成２６年３月１６日（日）までとする。

６．特記事項

（１）更新する調光装置は、別紙調光装置特記仕様書のとおりとするが、性能については、メーカーを問わず同等品以上のものとし、その品質を保証する書類等を事前に提出し、承諾を受けること。

（２）撤去材については関係法規に従い、受注者の責任において廃棄処分すること。

ア.３階小ホール調整室の別紙調光装置特記仕様書に定めるとおり既設調光卓を撤去し、（１）に定める機器を設置する。

イ.更新した調光卓と既存のその他周辺機器（小ホール控室１内の下手袖盤の舞台袖操作器を含む。）を別紙調光装置特記仕様書に定める通り適切に接続する。

ウ.その他

①上記作業に要する配線、接続端子などの雑材は、受託者の負担とする。

②既設接続に準じて機器の接続を行うこと。

（３）対象機材の調整、設定及び動作試験を行う。

工事完成時には、大和高田市の監督員の立会の上、動作確認総合試験を行うこと。

（４）運用開始前には、大和高田市の監督員及び舞台操作委託職員立会の上、保守に関する説明書及び機器取扱説明書により、機器取扱説明及び操作指導を行うこと。

（５）運用開始時には、大和高田市の指定する日３日間は、施工業者による立会を行うこと。

７．監督及び検査

大和高田市の監督員の指示に従って施工すること。

工事完了後は大和高田市の検査員の検査を速やかにうけること。

８．現場作業実施日

平成２６年２月２６日（水）から平成２６年３月９日（日）までとする。

９．支給品

大和高田市は文化会館の工事場所内作業時に必要とする水、電気を無償支給する。

10．損害復旧

受注者は工事の実施にあたり、その責めに帰すべき事由により、文化会館又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。但し、天災その他不可抗力によると認められる場合はこの限りではない。

11．瑕疵担保

瑕疵担保については、工事請負契約書による。

12．留意事項

（１）工事期間中の業務の確保

この工事では、工事期間中も文化会館は平常業務を行うので、特に安全、防災の確保及び騒音、振動、塵埃等の防止に十分に留意するとともに、万全の対策を行ったうえ、文化会館の平常業務を確保すること。

（２）届出及び承認事項

以下の作業等については、予め文化会館へ届出（５日前原則）その承認を得た後、実施すること。

ア　騒音、振動、悪臭、塵埃等が発生する作業

イ　火気を使用する作業

ウ　平常業務時間（８時３０分から１７時１５分まで）外の作業

エ　休館日の作業（休館日　月曜日、第４火曜日）

オ　自動車の乗入れ

カ　文化会館内への工事関係者の出入り（経路は大和高田市の監督員の指示によること）

（３）養生、安全対策等

ア　資材置き場は大和高田市の監督員と協議すること。

イ　工事対象設備機器周辺の設備機械、施設には適切な養生を施し、汚損、破損を及ぼさないように充分留意すること。

ウ　工事対象設備機器以外の設備機器は、工事期間中も運転を行うので事故が生じないように充分留意すること。

エ　火災防止について万全の対策を図ること。

オ　施設利用者に対して災害または、利用に支障を及ぼさないよう万全の対策を図るとともに十分留意すること。

カ　施工着手前に大和高田市の監督員、受注者、現場代理人立会の上、工事対象設備機器及びその周辺の現状を確認し、写真等により記録しておいて完成時に再確認を行うこと。

キ　損傷等が生じ、復旧の必要が生じたもの、または文化会館の監督員の承認を得て、施工上やむを得ず一時撤去したものは、受注者の負担において現状同等以上に復旧すること。

（４）工期

工事はできるだけ早く施工し、工程を厳守すること。

１３．提出書類

番号	提出書類名	提出時期等	部数
1	現場代理人届	着工前（経歴共）	1
2	主任技術者届	着工前（経歴共）	1
3	着工届	着工前	1
4	工事工程表	着工前	2
5	施工計画書	着工前	2
6	作業員名簿	着工前	1
7	承諾書	着工前	2
8	工事日誌	作業時毎日	1
9	臨時火気使用届	火気使用前（所定様式）	1
10	竣工届	工期内	1
11	完成図書	工期内	2
12	工事記録写真	工期内	1

13	引渡書	引渡時	1
14	大和高田市の監督員が指示するもの	随時	1

※ 11 完成図書として試験成表、取扱説明書、部品図を提出すること。

14．その他

（1）工事目的上当然必要である施工等については、特記仕様書に明示のないものでも契約締結金額内で誠実に履行すること。

（2）現場の納まり、取り合わせなどの関係で生ずる材料の寸法、取り付けの位置、方法等の軽微な変更は大和高田市の監督員と協議すること。

（3）軽微な変更については契約締結金額の増減は行わない。